

ID: 97

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	助成金の返還		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例 第11条		
例 規 番 号	昭和58年 条例第4号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (助成金の返還)                      第十一条 町長は、虚偽その他の不正な手段により助成を受けた者があるときは、その者から助成額の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p><b>【基準】</b>                      根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日